

鹿児島県 工事成績評定要領 考査項目別運用表

評定者順(全工種)

※一部改定は下線表示の
評価項目のみ

2022年4月改定(上段:新規定 下段:運用)

監督員	1 施工体制	I 施工体制一般
監督員	1 施工体制	II 配置技術者
監督員	2 施工状況	I 施工管理
監督員	2 施工状況	II 工程管理
監督員	2 施工状況	III 安全対策
監督員	2 施工状況	IV 対外関係
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般.....
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	機械設備工事.....
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	建築工事.....
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土木一般.....
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	機械設備工事.....
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	維持・修繕工事.....
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	港湾浚渫工事.....
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	建築工事.....
監督員	5 創意工夫	創意工夫
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理
総括監督員	2 施工状況	III 安全対策
総括監督員	4 工事特性	施工条件等
総括監督員	6 社会性等	地域への貢献等
総括監督員	7 法令遵守等	法令遵守等
検査員	2 施工状況	I 施工管理
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	機械設備工事.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	建築工事.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート構造物工事.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土工事(切土, 盛土, 築堤等工事).....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	護岸・根固・水制工事(港湾工事以外).....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物)
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水弁
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	舗装工事.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	法面工事.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	基礎工事及び地盤改良工事.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	海岸工事.....
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象

P3, P4

検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	塗装工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	トンネル工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	植栽工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	電線共同溝工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等))
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	機械設備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	電気設備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	通信設備工事・受変電設備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	空港舗装工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	建築工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	管水路工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	畑地かんがい
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	ほ場整備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	農道工事(舗装工事以外)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	ため池工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	用排水路工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	山腹工
検査員	3	出来形及び出来ばえ	II	品質	治山工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、海土工事(盛土・築堤工事等)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	切土工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	護岸・根固・水制工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	鋼橋工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	地すべり防止工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	舗装工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	法面工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	基礎工事(地盤改良等を含む)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	コンクリート橋上部工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	塗装工事(工場塗装を除く)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	植栽工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	防護柵(網)工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	標識工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	区画線工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	機械設備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	電気設備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	維持修繕工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	電線共同溝工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	通信設備工事、受変電設備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	港湾築造工事(海岸築造工事を含む)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	港湾浚渫工事(地盤改良工事を含む)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	ブロック製作工事(ケーソン陸上製作工事を含む)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事)
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	空港舗装工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	建築工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	管水路工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	畑地かんがい工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	ほ場整備工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	農道工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	ため池工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	用排水路工事
検査員	3	出来形及び出来ばえ	III	出来ばえ	山腹工

総括監督員	7法令遵守等	法令遵守等
-------	--------	-------

1

	●評価対象項目 評定点合計に対する減点は下記のとおり。	1790 ○
1	指名停止3ヶ月以上 -20点	1791 ○
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点	1792 ○
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点	1793 ○
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点	1794 ○
5	文書注意 -8点	1795 ○
6	口頭注意 -5点	1796 ○
7	工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 「工事事故に関する評定基準」(H29.1.1)が定める減点による。	1797 ○
8	その他	1798 ○
9	項目該当なし	1800 ○
10	※総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。	1801 ○
11	【上記で評価する場合の適応事例】	1802 ○
12	1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。	1803 ○
13	2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。	1804 ○
14	3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。	1805 ○
15	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	1806 ○
16	5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。	1807 ○
17	6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	1808 ○
18	7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。	1809 ○
19	8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	1810 ○
20	9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。	1811 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用） 連番 改定

- | | | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 21 | 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 | 1812 ○ |
| 22 | 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 | 1813 ○ |
| 23 | 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 | 1814 ○ |
| 24 | 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 | 1815 ○ |
| 25 | 14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。 | 1816 ○ |
| 26 | 15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。
評価項目「8 その他」で5点減点する。 | 1817 ○ |

《追加》

- | | | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 27 | 16.総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。
評価項目「8 その他」で2点減点する。 | 1818 ● |
| 28 | 17.発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。
評価項目「8 その他」で2点減点する。 | 1819 ● |